

## V章 整備基本計画

本章では、前章で示した基本理念と基本方針に基づいて各整備計画を示す。

筑後国府跡は、7世紀中頃に前身官衙が設けられ、7世紀末から12世紀後半に至る約500年間存続した国府として稀有な遺跡である。また、律令国家の確立期から中世に至る政治状況の変遷を示す遺跡として、その本質的価値が認められ史跡に指定されている。

整備の対象年代は、それぞれの地区の最も特徴的な時期を対象とする。

### 1. 全体計画

筑後国府跡のうち史跡となっているのは、本計画の主な整備対象範囲とした7世紀中頃から10世紀前半までに営まれた前身官衙地区、Ⅰ期政庁地区、Ⅱ期政庁地区、国司館地区である。

この4地区を一体的に整備する必要があるが、地区が分散していることや整備期間も長期に及ぶことが想定されることから、段階的・地区別に計画を立てることとする。

また、整備の基本方針を踏まえ、その実現に向けた整備の全体計画を（1）保存のための整備、（2）活用のための整備、および（3）筑後国府跡とその周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備に分けて設定する。

整備にあたっては、より実現性を高めるために関係部局や市民との連携、マネジメントなど推進体制の整備、本史跡を取り巻く歴史的環境の活用等の推進を図る。

#### （1）保存のための整備

遺構の保護層を確保する盛土、土砂流出を防止する法面の保護等、遺構の確実な保存のための地形造成を図る。

また、地形造成にあたっては、雨水の排水や将来的な活用に十分配慮する。さらに、必要に応じて遺構の状況を把握する調査を行う。

#### （2）活用のための整備

それぞれの地区の特徴を表す遺構の表現を図るとともに、近隣住民や市民が日常的に親しみ、学習や憩い、交流の場として活用できるように動線の確保、案内・解説施設等のガイダンス機能の整備、便益施設や多目的に利用できる空間などの整備、修景・植栽を図る。

なお、整備の際には遺構の確認調査や類似する史跡の事例調査等を行い、整備内容への反映を図る。さらに、筑後国府跡の魅力や価値を正確に伝えるための手段として、デジタルコンテンツの活用など、工夫に努める。

#### （3）筑後国府跡とその周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備

史跡指定地外や計画対象範囲外についても、筑後国府跡とその周辺に点在する歴史遺産等をつなぐ案内・解説施設の設置や回遊ルートの整備に取り組む。

## 2. 区域別計画

### (1) 区域区分

本計画の対象範囲は、主な整備対象範囲と主な整備対象範囲外に分けられる。市有地が多く整備の推進が図りやすい主な整備対象範囲に対し、主な整備対象範囲外は、私有地が多く、現段階において史跡としての計画的な整備の推進は図りづらい状況である。

しかし、主な整備対象範囲外についても、周辺に所在する歴史遺産や文化施設等との連携や一体的な整備を想定しているため、それぞれについて整備方針を設定する（図 5-2-1）。

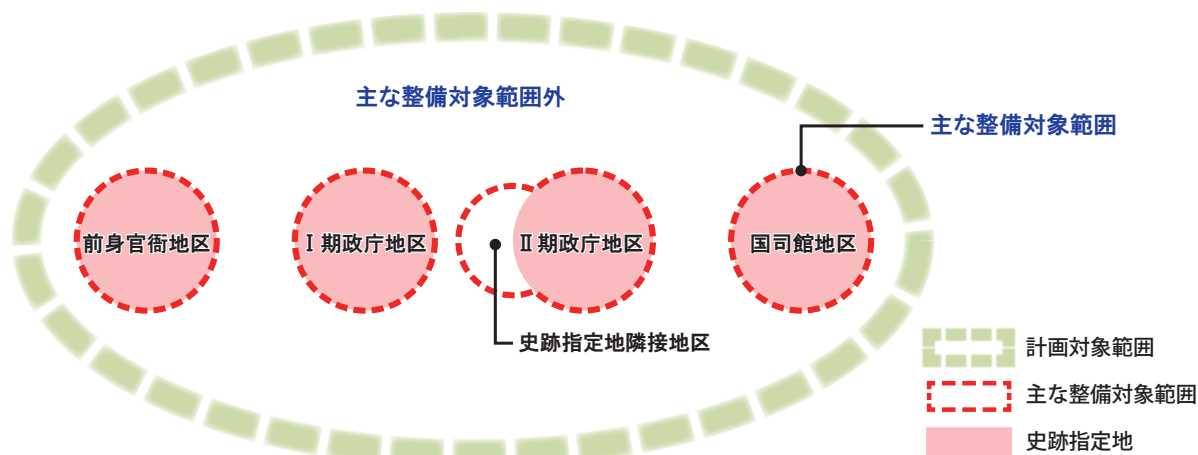


図 5-2-1 区域区分

### (2) 区域別の整備方針

区域区分を踏まえ、主な整備対象範囲と主な整備対象範囲外に分けて整備方針を設定する。

#### 1) 主な整備対象範囲の整備方針

主な整備対象範囲に含まれる前身官衙地区、I 期政庁地区、II 期政庁地区、国司館地区は、律令国家の確立期から中世に至る政治状況や時代の変遷、政庁の移転を示す本質的価値を有している。本史跡の本質的価値を理解するためには、それぞれの地区を巡ることが有効である。

他方、史跡指定地の周辺は、住宅が多く立地する市街地内に位置している。史跡指定地は、まちづくりに寄与するオープンスペースとしての現代的価値を有している。

上記を踏まえ、史跡指定地の4地区に加え、史跡指定地隣接地区について、それぞれにふさわしい整備の推進を見据え、本質的価値と現代的価値の維持向上に向けたゾーン設定を行う（図 5-2-2）。

#### ① 主な整備対象範囲のゾーン設定

##### ア. 前身官衙地区

前身官衙地区は、筑後国府成立以前の7世紀中頃に設置された官衙群の中枢部にあたる。

また同地区は、地域の生活道路に面した閑静な住宅街に立地しており、史跡指定地のなかで唯一、盛土や芝張りなどの環境整備を行っている。

上記を踏まえ、近隣住民が安らぐことができる前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕に設定する。

#### イ. I 期政庁地区

I 期政庁地区は、筑後国府成立時である 7 世紀末から 8 世紀前半にかけての政庁跡で、全国最古・最大級の政庁跡である。

本史跡の西端に位置し、高良川と高良山を望む良好な環境にある。同地区は北地区と南地区に分かれており、どちらも閑静な住宅地に位置している。

上記を踏まえ、多様な主体と協働した良好な景観・環境の保存を検討する I 期政庁〔協働保存ゾーン〕に設定する。

#### ウ. II 期政庁地区

II 期政庁地区は、8 世紀前半から 10 世紀中頃に営まれ、9 世紀前半に最盛期を迎えた政庁跡である。

都市計画道路に隣接し、多くの人々の目に付く場所に立地している。

上記を踏まえ、最盛期の筑後国府の姿を体感できる II 期政庁〔歴史体感ゾーン〕に設定する。

#### エ. 国司館地区

国司館地区は、9 世紀中頃から 9 世紀後半に営まれた国司の館跡である。

最も広い面積を占めるとともに近隣住民の出入りが多い校区コミュニティセンターに隣接している。

上記を踏まえ、広大な面積と立地を活かしたにぎわいの創出と国司館の規模や国司の生活等を体験できる国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕に設定する。

#### オ. 史跡指定地隣接地区

史跡指定地隣接地区は、II 期政庁地区と都市計画道路に挟まれた土地で、本史跡で最もアクセスが良好かつ都市計画道路の通行者からも視認性の高い環境にある。

上記を踏まえ、本史跡の全体像などに関する情報発信を行う総合案内ゾーンに設定する。

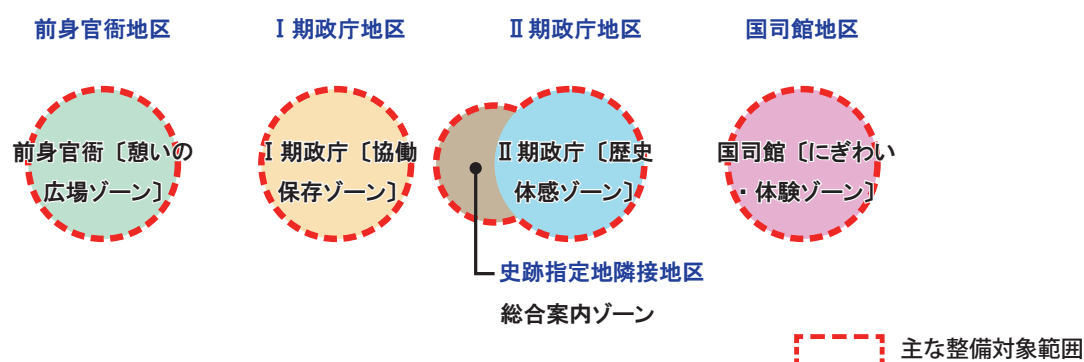


図 5-2-2 主な整備対象範囲のゾーン設定

## ②ゾーン別整備方針

ゾーン設定を踏まえ、ゾーン別整備方針を設定する。なお、民有地として利用されている範囲については、公有化の進展にあわせて整備を検討する。

### ア. 前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕

#### 【現況】

- ・生活道路に隣接し出入りしやすいものの、隣地と景観的な調和が図られていない。
- ・前身官衙の正殿と考えられる大型四面廂建物の遺構が位置する。
- ・大型四面廂建物は、7世紀中頃から7世紀後半に築造された高良山神籠石、上津町に築造された小水城・上津土塁とともに、白村江の戦い後の緊迫した社会情勢を物語る遺構である。

#### 【方針】

- ・大型四面廂建物の遺構を盛土等により適切に保存する。
- ・大型四面廂建物の大きさを認識できるように遺構を表現する。
- ・隣地境界に存在する擁壁は、塗装や植栽・フェンス等で景観的な調和を図る。
- ・アクセスしやすい立地を活かし、憩いの場としてふさわしい環境の整備を検討する。
- ・白村江の戦い後の緊迫した東アジアをめぐる社会情勢について、周辺に所在する歴史遺産を交えて解説するなど、情報発信を行う整備を検討する。

### イ. I期政庁〔協働保存ゾーン〕

#### 【現況】

- ・計画対象範囲の西端付近に位置し、北地区と南地区に分かれ閑静な住宅街に立地している。また、北地区は一部のみが公有化されており、正殿と考えられる大型掘立柱建物の遺構は民有地となっている。
- ・高良川に面した高台に立地しているため市道より高い場所があり、切通しとなっている法面は遺構のき損が懸念される。
- ・高良川と高良山を望むことができ、北地区は古代からの地形と景観が保たれている。
- ・国内最古・最大級の政庁跡で、南北約180m・東西100m以上の築地塀と大型掘立柱建物群などの遺構が位置している。

#### 【方針】

- ・法面の保護や保護盛土などにより、適切に遺構の保護を図る。また、公有化できていない史跡指定地は公有化を推進する。
- ・修景や植栽等により周囲の住宅地との景観的な調和を図りながら、景観保全に重点を置いた整備を検討する。
- ・築地塀や大型掘立柱建物については遺構表現を検討する。
- ・国内最古・最大級を誇るI期政庁の規模や性格、社会情勢等について、解説板を用いた情報発信を検討する。
- ・多様な主体との協働による景観整備を図るなど、主に保存のための整備を検討する。

## ウ. II期政庁〔歴史体感ゾーン〕

### 【現況】

- ・宅地に伴う埋設物や造成・耕作による遺構の削平等、適切に遺構が保存されていない箇所がある。
- ・耕作地や宅地造成による段差、道路等により往時の地形や景観が分かりにくく、地域の共有地のほか、墓地などの公有化できていない私有地が所在するため、景観的な調和が図られていない。
- ・全時期をとおして最も整備されたII期政庁には、瓦葺きの礎石建物や掘立柱建物、築地塀等の遺構が存在する。
- ・II期政庁は、律令国家の盛行期である8世紀中頃から衰退期の10世紀中頃にかけて存続し、内部の建物は規模・構造・位置を変えながら建替えが行われた。

### 【方針】

- ・埋設物の撤去や保護盛土により適切に遺構を保存する。また、公有化できていない史跡指定地は公有化を推進する。
- ・保護盛土による段差の解消等により、往時の地形や景観を想起できるように修景を検討し、地域の共有地のほか、墓地などの私有地とも景観的な調和がとれるように検討する。
- ・正殿や脇殿、中門、築地塀など政庁を構成した遺構について表現する。
- ・律令国家の変質や筑後国府の歴史を学び体感できるように、遺構の表現やデジタルコンテンツ、解説板を活用して政庁内の様子や建物変遷等を解説するなど、情報発信を行う整備を検討する。
- ・都市計画道路に隣接する立地を活かし、通行する多くの人々が筑後国府について認知できるように遺構の表現を検討し、現地で古代の様子を体感できる整備を検討する。

## エ. 国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕

### 【現況】

- ・地域のコミュニティセンターに隣接しており、大学や高校、小学校、幼稚園、保育園などにも近く、広大なオープンスペースが広がっている。
- ・宅地に伴う埋設物や造成・耕作による遺構の削平等、適切に遺構が保存されていない箇所がある。
- ・高良山や水縄断層への眺望が優れているものの、耕作地や宅地造成による段差、道路等により往時の地形や景観が分かりにくくなっている。
- ・多くの掘立柱建物や築地塀などの遺構が位置し、当時、貴重であった緑釉陶器や青磁などの遺物が多く出土する。
- ・国司館は、II期政庁に付随する国司の屋敷で、9世紀中頃から9世紀後半に営まれた。元慶7年（883）に筑後守都朝臣御西が殺害された事件の舞台だったと考えられる。

### 【方針】

- ・埋設物の撤去や保護盛土により適切に遺構を保存する。

- ・保護盛土による段差の解消等により、往時の地形や景観を想起できるように修景を検討し、高良山への眺望や水縄断層を望む良好な景観と環境の保全を検討する。
- ・コミュニティセンターや教育施設にも近く、広大なオープンスペースを有する利点を活かし、本史跡の理解促進を図る体験イベントや地域行事など、様々な市民活動を考慮した整備を検討する。
- ・多くの掘立柱建物や門、築地塀などについて表現する。
- ・国司の生活や往時の様子についてのほか、律令制の衰退を示す象徴的な出来事として筑後守都朝臣御西が殺害された事件について解説するなど情報発信を行う整備を検討する。
- ・巨大な国司館の規模や国司の生活、全国から物産が集まった国司館の様子を学び体験できるように、主に体験の場としての整備を検討する。

## オ. 総合案内ゾーン

### 【現況】

- ・交通量が多い都市計画道路沿いに立地する。
- ・Ⅱ期政庁地区に隣接しており、Ⅱ期政庁の西側築地塀の側溝が位置している。
- ・Ⅱ期政庁地区の公有化できていない土地や墓地に面している。

### 【方針】

- ・史跡指定地ではないものの周知の埋蔵文化財包蔵地であり、整備にあたっては遺構の保存に十分配慮する。
- ・本史跡を見学する際の拠点と位置付け、来訪者が筑後国府の時代に思いを巡らすことのできる情報発信や、来訪者を各ゾーンに誘導するための適切な案内機能を持たせる整備を検討する。また、都市計画道路沿いに立地することから、本史跡の所在を示す大型の名称板を設置し、駐車スペースとしての活用も検討する。
- ・筑後国府跡の全体像に関する情報発信のほか、本史跡の整備は長期に及ぶことも想定されることから、整備状況に応じて解説内容も更新し、情報発信を行う整備を検討する。

## 2) 主な整備対象範囲外の整備方針

主な整備対象範囲外は史跡指定地ではないものの、Ⅲ期・Ⅳ期政庁跡、在国司居屋敷跡など筑後国府跡関連遺構が包蔵されている範囲である。民有地や道路などの公有地、地域の共有地などがあるが、主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線や歴史遺産が所在している。

中長期的な見通しを立て、上位計画等との連携を図りながら、地域や関連部局と協力・連携し、主な整備対象範囲と一体的に活用する整備を検討する。

また、本史跡と同時代に営まれた史跡などの歴史遺産や美術館などの文化施設等も所在している。本史跡の整備にあたっては、相互の価値を高めるための連携や一体的な整備を検討する。

### 3. 遺構保存・地形造成計画

本史跡の貴重な遺構を適切に保存し、確実に未来へ継承していくため、以下の保存整備に取り組み（図 5-3-1）。また、遺構保存の状況が適切であるかについては定期的なモニタリングを行う。

#### （1）遺構の保護層を確保する盛土

本史跡は、そのほとんどが農地としての開墾、住宅地開発に伴う地形造成を受けており、本質的価値を構成する要素であっても地表面から浅い場所に位置している遺構も多い。

遺構保存のために、遺構面から 30cm 以上の保護層の確保を原則とし、保護盛土により遺構の確実な保存を図る。なお、活用のための整備で、樹木の植栽や基礎を伴う工作物等の整備を行う場合は、樹根の成長や工作物の基礎の深さも考慮し、保護盛土の厚さを決定する。

I 期政庁〔協働保存ゾーン〕、II 期政庁〔歴史体感ゾーン〕と国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕の周辺道路より低地になっている部分については、遺構面から現在の地表面までの厚さが 30cm 以下であるため、盛土により保護層を確保する。

#### （2）地形の回復

本史跡は、後世の地形造成により高低差が生じている。また、宅地の基礎や塀、浄化槽などの残置物も多くあることから、筑後国府の時代の地形が分かりづらくなっている。

宅地造成に伴う盛土や遺構への影響のない残置物については、保護層を十分に確保した上で撤去を行う。また、周辺より低地になっている旧農地や遺構保存の観点から撤去が困難な基礎や浄化槽については、盛土による埋め立てを行うなど可能な限り段差を解消し、往時の地形の回復を目指す。

特に、地域住民の活用も想定される国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕については、多様な活用や利用者の安全性に配慮し、凹凸の少ない平面的な地形の回復を目指す。

#### （3）法面の保護

解消が困難な既存の段差や保護盛土によって生じた段差の法面については、景観に配慮したうえで、擁壁の設置や植生シート等により、土砂流出を防止する措置を行う。

特に、I 期政庁〔協働保存ゾーン〕の北地区の東面は切通し状の道路に面しており、法面の崩落により遺構がき損、滅失する恐れがあるため、地被植栽などによる法面の保護を行う。

#### （4）雨水排水の処理

整備地内の雨水排水は、周囲の宅地や道路に対して大きな影響が及ばないように、地表面には芝張りや透水性の高い舗装材を使用するなど整備地内での自然浸透を基本とする。なお、浸透量を超える雨水の主要な排水先は既存の道路側溝を想定し、必要に応じて既存側溝の改修や整備地内での側溝や暗渠排水管の新規整備を行う。

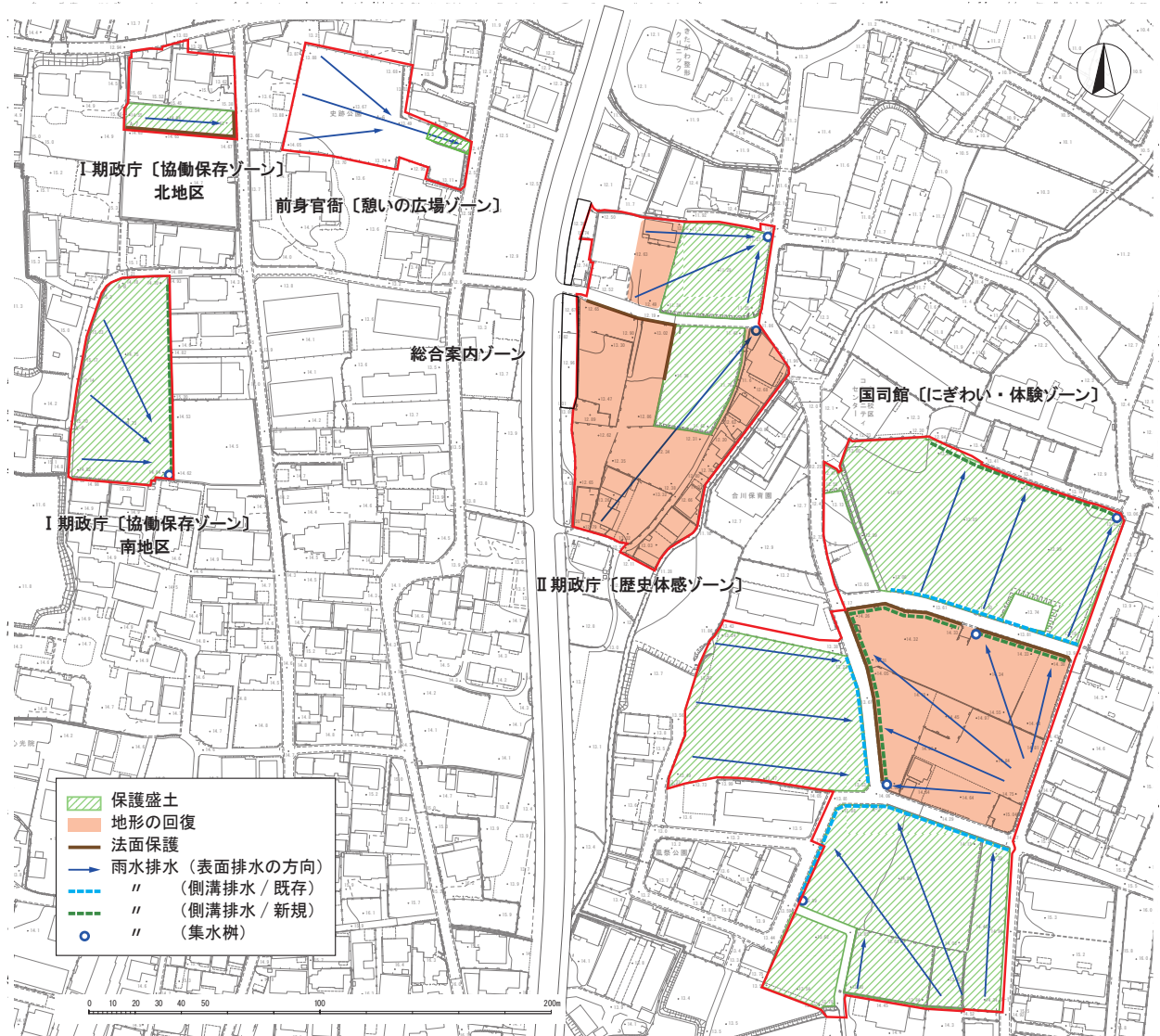


図 5-3-1 遺構保存・地形造成計画概略図